

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年6月6日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇 外4件

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 〇〇〇〇 外4件

議案第8号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について

議案第9号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・活動記録簿の記入について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・8名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石原 忠則、石若 明道、福田 智、
新村 剛、長谷川 玲子

(出席推進委員・8名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、滝川 裕子、
加藤 清治、伊藤 久義

(欠席委員・0名)

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、長谷川 玲子委員、黒田 敏弘委員を指名します。
これより議案審議に入ります。
議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第6号1番について朗読及び説明)
申請地は〇〇〇番、田です。
申請理由につきましては、申請者は親子であり、譲渡人である息子は1
筆のみ農地を所有していますが、本業が忙しく、耕作する時間が取れない
ため、譲受人である父に耕作を依頼し、当該農地を贈与するものです。な
お、譲受人は〇〇〇地内で約1.2ha農地を所有しています。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

山田委員 先日譲渡人に話を伺いましたが、特に問題ないと思います。

浦田推進委員 特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第6号2番について朗読及び説明)
申請地は〇〇〇番、田です。
譲受人は滑川市内で約1.5ha農地を所有しており、今回譲り受ける譲渡
人の農地に隣接する譲受人が所有する杉の木の葉が散っており、迷惑をか
けていると考え、本件土地の売買を持ち掛けたものです。農地取得後は引
き続き小作権者(〇〇〇〇)に耕作を依頼する予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石若委員 先日東川推進委員と確認してきましたが、特に問題ないと思います。

東川推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第6号3番について朗読及び説明)
申請地は[]番、田です。
譲受人は、滑川市内で約12ha農地を所有しており、今回譲り受ける農地は譲渡人が高齢のため休耕田となっており、雑草が繁茂している状態であることから譲受人に譲渡し、今後は水稲を耕作していく予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石若委員 先日、東川推進委員と現地確認してきましたが、事務局の説明のとおりであり特に問題ないと思います。

東川推進委員 同じく、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第6号4番について朗読及び説明)
申請地は[]番、外15筆、田です。
譲受人は3番と同一人物で、今回譲り受ける農地は所有者が離農し休耕田となっており、雑草が繁茂している状態であることから、譲受人に譲渡し、今後は水稲を耕作していく予定です。なお、本件土地16筆は、先ほど説明した3番の農地と一体的なものになっており、合計2,301㎡となります。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石若委員 3番の隣接地で同じく特に問題ないと思います。

東川推進委員 先日、譲渡人と話をしましたが、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事 務 局 (議案第6号5番について朗読及び説明)
申請地は[]番外3筆、田です。
譲受人は3・4番と同一人物であり、今回譲り受ける農地は譲渡人が離農し休耕田となっており、雑草が繁茂している状態であることから、申請者に譲渡し、今後は水稲を耕作していく予定です。なお、本件土地4筆は、先ほど説明した3番と4番の農地と隣接しています。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石若委員 この件につきましても3番、4番と隣接した土地であり、譲渡人と話しましたが、特に問題ないと思います。

東川推進委員 特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案第7号1番について朗読及び説明)
申請地は、市道荒俣浜四ツ屋線に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、隣接地が妻の実家であり、1種農地の集落接続として農業振興地域内の農用地区域の除外の決定がされていることから許可できるものと考えられます。

転用理由は、一般住宅敷地です。

申請者は、市外のアパートに居住していますが、妻が第一子を妊娠しており、今後の子育てのことを考え、妻の両親の隣接敷地に生活の本拠を構えることを考え、関係者の同意を得、申請したものです。

隣接農地との境界には既設のコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨水は前面側溝に放流し、下水は公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

澤田委員 先日石倉推進委員と現地確認しましたが、事務局から説明のあったとおり特に問題ないと思います。

石倉推進委員 同じく特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号2番について朗読及び説明)
申請地は、市道駅南環状線と駅南区画35号線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第2種中高層住居専用地域)の農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は一般住宅兼事務所敷地です。申請者は現在、市内の自宅で自営業を営んでいますが、住宅街の奥まった箇所であり営業に支障を来すことから、道路に面し角地にあることで営業に好立地なこと、病院、商店、公的施設等に近いことから生活条件にも好適なため、地権者の同意を得、今回申請するものです。

隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設け土砂の流失を防止し、雨水については前面及び側面側溝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 先日吉田推進委員と現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

吉田推進委員 ■■■の都市計画地であり、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号3番について朗読及び説明)
申請地は、都市計画法の用途地域内(準工業地域)の農地であることから、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は一般住宅敷地で、譲受人は夫婦ですが、現在県外と市外で別居しています。この度妻の職場が県外から■■■■へ異動となったことから育児や生活環境に適した居住地を探していたところ、当該土地の地権者の同意を得られたことから、今回申請するものです。

隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、土砂の流失を防止し、雨水については前面側溝に放流します。汚水については、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 特に問題ないと思います。

吉田推進委員 周りも住宅化しており、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では、事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号4番について朗読及び説明)
申請地は、市道菰原・辰野線に面する農地です。
申請地は、都市計画法の用途地域内(第1種住居地域)の農地であることから第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。
転用理由は、進入路です。
譲受人は、申請地に隣接する現住所地で居住していますが、自宅への進入路が幅員1.8mしかなく、車の往来に支障を来していることから新たな進入路が必要と考え、幅員4.8mの進入路を計画し、関係者の同意を得て申請

するものです。
なお、雨水は前面道路側溝へ放流します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 特に問題ないと思います。

吉田推進委員 特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 では事務局次の説明をお願いします。

事務局 (議案第7号5番について朗読及び説明)
申請地は、■■■■地内の農道に面する農地です。
申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第1種農地と判断されますが、1種農地の集落接続として農業振興地域の農用地区域からの除外が今月決定される予定であることから許可できるものと考えられます。
転用理由は資材置場・駐車場です。申請者は申請地の隣接地に事務所を構え土木業を営んでいますが、事業の拡大により土砂・砕石置場と工場車両駐車場が不足しており、隣接地が適地であったことから関係者の同意を得、申請したものです。
隣接農地との境界は畦畔があることから土砂の流出の恐れはなく、敷地の表層は砕石仕上げとすることから、雨水は地下浸透させます。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

石原委員 周りは田ですが、この1枚の半分はすでに埋め立てられており、今回はその残り半分ということで特に問題ないと思います。

吉田推進委員 隣接の資材置場の隣の雑種地を拡張するというので特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

黒田委員 転用の目的が資材置場・駐車場となっているが、雑種地で良いのか。

事務局 雑種地の予定です。

黒田委員 4番の進入路は宅地なのに、5番の駐車場は雑種地で良いのか。

事務局 法務局の判断になります。4番は隣接地も宅地となっていることから、そこの一体利用ということで宅地として計画しておられます。5番は現在の場所も雑種地として利用されていることから雑種地で利用されると聞いています。

会 長 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会 長 続きまして、議案第8号 荒廃農地にかかる農地・非農地の判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 5ページをお願いします。4月28日、石若委員と事務局職員、■■■■
■■■■の3名で■■■■地内の現地確認を行ったところ、当該農地は未整備畑で、杉や雑木が繁茂しており、農地に復元して利用することが困難な農地となっていることから、非農地であるものと判断されます。所有者は5名、8筆、面積は5,031㎡です。
非農地判断の目的としては、■■■■が鉄塔を新設されるものです。

会 長 石若委員の補足説明をお願いします。

石若委員 この件につきましては、特に問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

黒田委員 田のまま■■■■に渡せばいいのではないかと。

事務局 田のままでは鉄塔を建てられないことから、今回非農地の判断をして山林に地目を変更した上で鉄塔を建てられる予定です。

石原委員 昔、田の真ん中に鉄塔が建っているところがあるが、その鉄塔が建って

いる部分だけが田から外されているということなのか。

事務局 基本的には電力会社から届け出があれば、転用をせずに鉄塔を建てることができますが、それができるのは鉄塔本体のみであり、それに付随する作業路や作業小屋などがある場合は、今回のような申し出が必要です。今回の場合は進入路やプレハブ小屋を合わせて建てたいとのことでしたので、このように申し出をしていただいで、委員会で非農地の判断をしたものです。

会長 ほかにご意見ご質問はありますか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは異議なしということで、議案第8号については非農地として判断することといたします。

会長 続きまして、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 6、7ページをお願いします。利用権設定に伴う議案です。
農業経営基盤強化促進法の規定により、市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているものです。
8ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手1件、借り手1件、面積合計は478㎡です。詳細は9ページに記載のとおりです。

会長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

吉田推進委員 今年度の利用権設定はほとんど終わっていると思うが、期限が切れた人は皆さん更新されているものなのか。

事務局 一部更新されていない方もおられますが、基本的には事務局の方で更新時期が来た方の一覧を作成し、市の農業公社へ渡して更新を迎えられる方全員にご案内をしております。

会長 ほかにご意見ご質問ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について
- ・活動記録簿の記入について

会長 これで、審議は終了しました。

午後4時00分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員